

平成六年総理府令第二十五号

特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則

特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年法律第九号）第四条第二項及び第五項、第五条第九項、第九条第一項及び第三項、第十条第二項、第十一条第一項及び第二項、第十二条第一項及び第二項、第十三条第一項並びに第十五条第五項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

（用語）

第一条 この省令で使用する用語は、特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（以下「法」という。）で使用する用語の例による。

（水道事業者の都道府県知事に対する要請）

第二条 法第四条第二項の規定による要請は、次に掲げる事項を記載した要請書を提出して行うものとする。

- 一 当該要請に係る水道原水の取水地点の位置
- 二 当該要請に係る取水地点における水道原水の水質に関する事項で次に掲げるもの
 - イ 特定項目に係る水道原水の汚染状態
 - ロ その他水道原水の水質について参考となるべき事項
- 三 当該要請に係る水道水の水質に関する事項で次に掲げるもの
 - イ 法第二条第一項の政令で定める物質に係る水道水の汚染状態
 - ロ その他水道水の水質について参考となるべき事項
- 四 当該要請に係る水道事業者が、当該要請に係る水道水源水域の水質の汚濁の状況に応じて講じ、及び講じようとする措置の内容
- 五 当該要請に係る水道事業者が前号の措置以外の措置を講ずることが困難である理由
- 六 当該要請に係る水道事業者が第四号の措置を講じた場合であっても、特定水道利水障害を防止することが困難であると認める理由（都道府県知事による水道事業者の意見の聴取）

第三条 法第四条第五項の規定による意見の聴取は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 前条第二号から第四号までに掲げる事項
- 二 意見の聴取に係る水道事業者が水道水源水域の水質の汚濁の状況に応じた措置を講じた場合に、特定水道利水障害を防止することが困難であるかどうか。
- 三 前号の措置を講じた場合であっても特定水道利水障害を防止することが困難であると認める場合には、その理由及び前号の措置以外の措置を講ずることが困難である理由

（普及啓発及び測定に関する報告）

第四条 法第五条第九項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 指定地域において行われる普及啓発対策の概要
- 二 特定項目に係る水質の測定の時期及び地点その他必要な事項
- 三 指定水域に係る水道水の法第二条第一項の政令で定める物質に係る水質の測定の時期その他必要な事項（特定排水基準及び構造等基準）

第五条 法第九条第一項の特定排水基準は、環境大臣が定める業種その他の区分ごとに環境大臣が定める範囲内において、当該環境大臣が定める業種その他の区分（都道府県知事がこれを更に区分した場合にあっては、その区分）ごとに定めるものとする。

2 前項の特定排水基準は、環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

3 法第九条第三項の構造等基準は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 豚房、牛房及び馬房並びにこれに接する畜舎の通路等の構造並びに汚物だめ及び汚水だめの構造に関する事項
- 二 汚物だめ及び汚水だめの使用並びにふん尿の管理に関する事項
- 三 指定水域の水質の保全に関し前二号と同等以上の効果を有する措置に関する事項

（排出水の汚染状態の測定等）

第六条 法第十条第二項の規定による排出水の汚染状態の測定及びその結果の記録は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 排出水の汚染状態の測定は、特定項目ごとに前条第二項の環境大臣が定める方法により行うこと。
- 二 測定の結果は、様式第一による水質測定記録表により記録し、その記録を三年間保存すること。

（届出書の提出部数）

第七条 法の規定による届出は、届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。

（特定施設等の設置の届出）

第八条 法第十一条第一項第八号の環境省令で定める事項は、排出水に係る用水及び排水の系統とする。

2 法第十一条第一項の規定による届出は、様式第二による届出書によってしなければならない。

3 法第十一条第一項の規定による届出に係る前項の届出書の記載については、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 水道水源特定施設の種類のについては、名称を記載すること。
- 二 水道水源特定施設の構造については、次の事項を記載すること。
 - イ 水道水源特定施設の型式、構造、主要寸法及び能力並びに当該水道水源特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置
 - ロ 水道水源特定施設に係る工事の着手及び完成の予定年月日並びに水道水源特定施設の使用開始の予定年月日
 - ハ その他水道水源特定施設の構造について参考となるべき事項
- 三 水道水源特定施設の使用の方法については、次の事項を記載すること。
 - イ 水道水源特定施設の設置場所
 - ロ 水道水源特定施設を含む操業の系統
 - ハ 水道水源特定施設の使用時間間隔及び一日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合には、その概要
 - ニ 水道水源特定施設を含む作業工程において使用する原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び一日当たりの使用量
 - ホ 水道水源特定施設の使用時において、当該水道水源特定施設から排出される汚水等の特定項目に係る汚染状態の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の通常の量及び最大の量
 - ヘ その他水道水源特定施設の使用の方法について参考となるべき事項
- 四 汚水等の処理の方法については、次の事項を記載すること。
 - イ 汚水等の処理施設の設置場所
 - ロ 汚水等の処理施設に係る工事の着手及び完成の予定年月日並びに使用開始の予定年月日

- ハ 汚水等の処理施設の種類、型式、構造、主要寸法及び能力並びに汚水等の処理の方式
- ニ 汚水等の処理の系統
- ホ 汚水等の集水及び汚水等の処理施設までの導水の方法
- ヘ 汚水等の処理施設の使用時間間隔及び一日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合には、その概要
- ト 汚水等の処理施設において中和、凝集、酸化その他の反応の用に供する消耗資材の一日当たりの用途別使用量
- チ 汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の特定項目に係る汚染状態の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の通常の量及び最大の量
- リ 汚水等の処理によって生ずる残さの種類及び一月間の種類別生成量並びにその処理の方法の概要
- ヌ 排水の排出の方法（排水口の位置及び数並びに排出先を含む。）
- ル その他汚水等の処理の方法について参考となるべき事項
- 五 排水の特定項目に係る汚染状態及び量については、次の事項を記載すること。
- イ 当該水道水源特定事業場の排水口における排水の特定項目に係る汚染状態の通常の値及び最大の値並びに当該排水の通常の量及び最大の量
- ロ その他排水の特定項目に係る汚染状態及び量について参考となるべき事項
- 六 用水及び排水の系統については、当該水道水源特定事業場における系統について記載し、用途別用水使用量を付記すること。
- 第九条** 法第十一条第二項第二号の環境省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 特定施設等の使用時において、当該特定施設等から排出される汚水等の特定項目に係る汚染状態の通常の値及び最大の値
- 二 汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の特定項目に係る汚染状態の通常の値及び最大の値
- 2 法第十一条第二項の規定による届出は、様式第三による届出書によってしなければならない。
- 3 前条第三項第五号の規定は、前項の届出書の記載に準用する。
(経過措置に伴う届出)
- 第十条** 法第十二条第一項の規定による届出は、様式第四による届出書によってしなければならない。
- 2 第八条第三項の規定は、前項の届出書の記載に準用する。
- 3 法第十二条第二項の規定による届出は、様式第五による届出書によってしなければならない。
- 4 第八条第三項第五号の規定は、前項の届出書の記載に準用する。
(特定施設等の構造の変更の届出)
- 第十一条** 法第十三条第一項の規定による届出は、様式第六による届出書によってしなければならない。
- 2 第八条第三項の規定は、前項の届出書の記載に準用する。
- 第十二条** 削除
(氏名等の変更等の届出)
- 第十三条** 法第十三条第二項の規定による届出は、法第十一条第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更に係る場合にあっては様式第八による届出書によって、水道水源特定施設の使用の廃止に係る場合にあっては様式第九による届出書によってしなければならない。
(承継の届出)
- 第十四条** 法第十四条第二項の規定による届出は、様式第十による届出書によってしなければならない。
(光ディスクによる手続)
- 第十四条の二** 第八条第二項、第九条第二項、第十条第一項及び第三項、第十一条第一項、第十三条並びに第十四条の規定による届出書の提出については、当該届出書に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスク及び様式第十の二の光ディスク提出書を提出することによって行うことができる。
(光ディスクの構造)
- 第十四条の三** 前条の光ディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。
- 一 日本産業規格 X 〇六〇六及び X 六二八二又は X 〇六〇六及び X 六二八三に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク
- 二 日本産業規格 X 〇六〇九又は X 〇六一一及び X 六二四八又は X 六二四九に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク
(特定施設等に係る軽微な変更)
- 第十五条** 法第十五条第五項ただし書の環境省令で定める軽微な変更は、第八条第三項第二号ハ、第三号ヘ、第四号ル及び第五号ロに掲げる事項又は水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府・通商産業省令第二号）様式第一の別紙一、別紙二及び別紙三のその他参考となるべき事項の変更とする。
(立入検査の身分証明書)
- 第十六条** 法第十八条第三項において準用する水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二十二條第四項の証明書の様式は、様式第十一のとおりとする。
(権限の委任)
- 第十七条** 法第十八条第一項及び第二十二條第一項に規定する環境大臣の権限は、地方環境事務所長に委任する。ただし、法第十八条第一項に規定する権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。
- 附 則**
この府令は、法の施行の日（平成六年五月十日）から施行する。
- 附 則（平成七年六月一六日総理府令第三二号）**
この府令は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成八年三月二九日総理府令第七号）**
(施行期日)
- 1 この府令は、公布の日から施行する。
(様式に関する経過措置)
- 2 この府令による改正後の大気汚染防止法施行規則様式第四及び様式第六、水質汚濁防止法施行規則様式第五、騒音規制法施行規則様式第六、振動規制法施行規則様式第六、湖沼水質保全特別措置法施行規則様式第四並びに特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則様式第八による届出書は、当分の間、なお従前の様式によることができる。
(罰則に関する経過措置)
- 3 この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則（平成一一年三月三一日総理府令第二六号）

- 1 この府令は、平成十一年十月一日から施行する。
- 2 この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成一二年二月八日総理府令第七号）抄

（施行期日）

第一条 この府令は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中水質汚濁防止法施行規則様式第一の改正規定、第六条中悪臭防止法施行規則目次の改正規定、第七条中瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則様式第一及び様式第二の改正規定、第九条中湖沼水質保全特別措置法施行規則第三条及び第十一条の改正規定並びに第十一条中特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則第八条及び第十五条の改正規定公布の日

附 則（平成一二年八月一四日総理府令第九四号）抄

- 1 この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一七年九月二〇日環境省令第二〇号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

（処分、申請等に関する経過措置）

第二条 この省令の施行前に環境大臣が法令の規定によりした登録その他の処分又は通知その他の行為（この省令による改正後のそれぞれの省令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る。以下「処分等」という。）は、相当の地方環境事務所長がした処分等とみなし、この省令の施行前に法令の規定により環境大臣に対してした申請、届出その他の行為（この省令による改正後のそれぞれの省令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る。以下「申請等」という。）は、相当の地方環境事務所長に対してした申請等とみなす。

- 2 この省令の施行前に法令の規定により環境大臣に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項（この省令による改正後のそれぞれの省令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る。）で、この省令の施行前にその手続がされていないものについては、これを、当該法令の規定により地方環境事務所長に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、当該法令の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一九年四月二〇日環境省令第一一号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による証明書は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成二四年三月二七日環境省令第三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十四年六月一日から施行する。

附 則（令和二年三月三〇日環境省令第九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年一二月二八日環境省令第三一号）

（施行期日）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和三年三月二五日環境省令第三号）

（施行期日）

- 1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1（第6条関係）

水 質 測 定 記 録 表

排水水の汚染状態

測定年月日 及び時刻	測 定 場 所		特定施設等 の使用状況	採 水 者	分 析 者	測定項目			備 考
	名 称	排水量 (m ³ /日)							

備考 採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。

様式第2（第8条関係）

水道水源特定施設設置届出書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第11条第1項の規定により、水道水源特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称			
工場又は事業場の所在地			
水道水源特定施設の種類			
△水道水源特定施設の構造		別紙のとおり。	
△水道水源特定施設の使用の方法		別紙のとおり。	
△汚水等の処理の方法		別紙のとおり。	
△排出水の特定項目に係る汚染状態及び量		別紙のとおり。	
△排出水に係る用水及び排水の系統		別紙のとおり。	
*施設番号		*整理番号	
*備考		*受理年月日	年 月 日
		*審査結果	

- 備考 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 2 *印の欄には、記載しないこと。
- 3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

様式第3（第9条関係）

特定施設等設置届出書

年 月 日

都道府県知事
（市長） 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第11条第2項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称			
工場又は事業場の所在地			
水道水源特定施設の種類の種類			
△排出水の特定項目に係る汚染状態及び量		別紙のとおり。	
△特定施設等の使用時において、当該特定施設等から排出される汚水等の特定項目に係る汚染状態の通常値及び最大値		別紙のとおり。	
△汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の特定項目に係る汚染状態の通常値及び最大値		別紙のとおり。	
*施設番号		*整理番号	
*備考		*受理年月日	年 月 日
		*審査結果	

- 備考 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 2 *印の欄には、記載しないこと。
- 3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

様式第4（第10条関係）

水道水源特定施設使用届出書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第12条第1項の規定により、水道水源特定施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称			
工場又は事業場の所在地			
水道水源特定施設の種類			
△水道水源特定施設の構造		別紙のとおり。	
△水道水源特定施設の使用の方法		別紙のとおり。	
△汚水等の処理の方法		別紙のとおり。	
△排出水の特定項目に係る汚染状態及び量		別紙のとおり。	
△排出水に係る用水及び排水の系統		別紙のとおり。	
*施設番号		*整理番号	
*備考		*受理年月日	年 月 日
		*審査結果	

- 備考 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、
図面、表等を利用すること。
2 *印の欄には、記載しないこと。
3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、
日本産業規格A4とすること。

様式第5（第10条関係）

特定施設等使用届出書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第12条第2項の規定により、特定施設等について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称			
工場又は事業場の所在地			
特定施設等の種類			
△排出水の特定項目に係る汚染状態及び量		別紙のとおり。	
△特定施設等の使用時において、当該特定施設等から排出される汚水等の特定項目に係る汚染状態の通常値及び最大値		別紙のとおり。	
△汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の特定項目に係る汚染状態の通常値及び最大値		別紙のとおり。	
*施設番号		*整理番号	
*備考		*受理年月日	年 月 日
		*審査結果	

- 備考 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 2 *印の欄には、記載しないこと。
- 3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

様式第6（第11条関係）

特定施設等の構造等変更届出書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第13条第1項の規定により、特定施設等の構造等の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称			
工場又は事業場の所在地			
法第11条関係	水道水源特定施設の種類		
	△水道水源特定施設の構造（水道水源特定施設の使用の方法、汚水等の処理の方法、排水の特定項目に係る汚染状態及び量、排水に係る用水及び排水の系統）	別紙のとおり。	
法第11条関係	特定施設等の種類		
	△排水の特定項目に係る汚染状態及び量（当該特定施設等から排出される汚水等の特定項目に係る汚染状態の通常値及び最大値、汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の特定項目に係る汚染状態の通常値及び最大値）	別紙のとおり。	
*施設番号		*整理番号	
*備考		*受理年月日	年 月 日
		*審査結果	

- 備考 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 2 *印の欄には、記載しないこと。
- 3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

様式第7 削除
 様式第8 (第13条関係)

様式第8 (第13条関係)

氏 名 等 変 更 届 出 書

年 月 日

都道府県知事 殿
 (市長)

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

氏名(名称、住所、所在地)に変更があつたので、特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第13条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

変 更 の 内 容	変 更 前		*整 理 番 号	
	変 更 後		*受 理 年 月 日	年 月 日
変 更 年 月 日		年 月 日	*施 設 番 号	
変 更 の 理 由			*備 考	

- 備考 1 *印の欄には、記載しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第9（第13条関係）

水道水源特定施設使用廃止届出書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

水道水源特定施設の使用を廃止したので、特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第13条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		*整理番号	
工場又は事業場の所在地		*受理年月日	年 月 日
水道水源特定施設の種別		*施設番号	
水道水源特定施設の設置場所		*備考	
使用廃止の年月日	年 月 日		
使用廃止の理由			

- 備考 1 *印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第10(第14条関係)

承 継 届 出 書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

水道水源特定施設に係る届出者の地位を承継したので、特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第14条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		*整理番号		
工場又は事業場の所在地		*受理年月日	年 月 日	
水道水源特定施設の種別		*施設番号		
水道水源特定施設の設置場所		*備考		
承継の年月日	年 月 日			
被承継者	氏名又は名称			
	住所			
承継の原因				

- 備考 1 *印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第10の2（第14条の2関係）

光ディスク提出書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

届出書 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第 条第 項の規定による届出に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスクを以下のとおり提出いたします。

本提出書に添付されている光ディスクに記録された事項は、事実に相違ありません。

1. 光ディスクに記録された事項
2. 光ディスクと併せて提出される書類

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 法令の条項については、当該届出の根拠条項を記載すること。
 - 3 「光ディスクに記録された事項」の欄には、光ディスクに記録されている事項を記載するとともに、二枚以上の光ディスクを提出するときは、光ディスクに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
 - 4 「光ディスクと併せて提出される書類」の欄には、当該届出の際に本提出書に添付されている光ディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。

様式第 11 (第 16 条関係)

表 面

..... 12 センチメートル	
第 号 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域 の水質の保全に関する特別措置法第 18 条第 3 項 の規定による身分証明書 <div style="border: 1px dashed black; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 20px auto;"> 写 真 </div>	職名及び氏名 年 月 日生 年 月 日発行 年 月 日限り有効 環 境 大 臣 都道府県知事 印 (市長)

裏 面

特定水道利水障害の防止のための水道水源水域 の水質の保全に関する特別措置法抜すい
<p>第 18 条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、水道水源特定事業場から排出水を排出する者又は指定地域において構造等基準に係る施設を設置する者に対し、特定施設等の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、特定施設等を設置する場所に立ち入り、その特定施設等その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定による環境大臣による報告の徴収又はその職員による立入検査は、特定水道利水障害による人の健康に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認められる場合に行うものとする。</p> <p>3 水質汚濁防止法第 22 条第 4 項及び第 5 項の規定は、第 1 項の規定による立入検査について準用する。 (水質汚濁防止法第 22 条第 4 項及び第 5 項)</p> <p>4 第 1 項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>5 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>第 27 条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務(第 4 条第 1 項及び第 8 項、第 5 条第 1 項、第 9 条第 1 項及び第 3 項、第 23 条並びに第 24 条に規定する事務を除く。)の一部は、指定地域の全部又は一部が政令で定める市(特別区を含む。以下同じ。)の区域内にある場合には、その区域については、政令で定めるところにより、当該市の長が行うこととすることができる。</p> <p>第 31 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。 二 第 18 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p>